

# 設 計 書

市単独事業	課 長	課 長 補 佐	課 長 補 佐	係 長	審 査 者	設 計 者
年 月 日	令 和 年 月 日			工 事 概 要	倉津地区法定外水路 L=58.0m  構造物とりこわし工 1式 コンクリート工 1式 締切排水工 1式	
工 事 番 号	第 号					
水 路 名	倉津地区法定外水路					
施 行 位 置	阿久根市 波留 地内					
工 事 名	倉津地区法定外水路改修工事					
工 期	130 日間	施 行 方 法	直 営 ・ (請 負)			
支 出 科 目	年 度	会 計	款	項	目	節
	区 分		金 額		摘 要	
	設 計 額		円			
其 の 他	倉津地区法定外水路は、底版コンクリートが破損しており水路下面の岩盤が露出しているため、岩盤の浸食が進行すると近隣の住宅に影響を及ぼす恐れがある。このことから法定外水路の改修工事を実施するものである。					

費用	金額	備考
事業費	円	
工事費	円	
本工事費	円	工事価格 円 消費税等 相当額 円
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
換地諸費又は 権利交換諸費		
事務費		
事務雑費		
工事雑費		

# 工事設計書

設計書総括情報	
事務所名	阿久根市
設計書名	実施設計書
事業名	
積算総括情報	
諸経費体系	A 公共
適用単価区分	1 実施単価
単価適用地区	31 北薩
単価適用日	0 令和 8年 5月 1日
積算条件 / 諸経費情報	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>【 当 世 代 】</span> <span>【 前 世 代 】</span> </div>
前払率 (%) 工種 施工地域 現場環境改善費 消費税税率 契約保証	0 0 % (前払金保証対象外) 0 7 砂防・地滑り等 0 6 一般影響有り(2)その他 0 7 計上無し 0 4 消費税税率 : 1 0 % 0 3 無保証

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
***本工事費***					X1000
流路 レベル1					Y24000000
水路 レベル2		式			Y240G0000
構造物とりこわし レベル3		式			Y240G0100
構造物とりこわし		式			Y240G0101
構造物とりこわし工 無筋構造物 人力施工	3	m <sup>3</sup>			S7031 0 施工内訳0-0001号表
コンクリート レベル3		式			Y240G0600
コンクリート		式			Y240G0601
無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り 打設量 10~100m <sup>3</sup> /日, 一般養生	12	m <sup>3</sup>			SQ102 0 施工内訳0-0002号表

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
仮設工 レベル2					Y240V0000
水替工 レベル3		式			Y240V0Q00
(ポンプ排水)		式			Y240V0Q01
締切排水工 作業時排水 水替日数2日 排水量0以上120未満 2箇所 全揚程10m	1	式			S2561 0 施工内訳0-0003号表
** 直接工事費 **					
共通仮設費 (率分)		式			
** 共通仮設費計 **					
** 純工事費 **					
現場管理費		式			

# 本 工 事 費 内 訳 表

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
** 現場管理費計 **						
** 工事原価 **						
一般管理費						
契約保証費			式			
** 一般管理費等計 **			式			
** 工事価格 **						
消費税相当額						
** 請負工事費 **			式			
工事価格計						

# 本 工 事 費 内 訳 表

	費目・工種・施工名称など	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
消費税相当額計			式			
請負工事費計						

# 施工内訳表

施工内訳0-0001号表

S7031

100

m3 当り

構造物とりこわし工  
無筋構造物 人力施工

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
構造物とりこわし工 無筋構造物 [手間] 人力施工 時間的制約 無し 昼間単価	100.00	m3			TC201
諸雑費	1	式			#20
*** 合計 ***	100	m3			
*** 単位当り計 ***	1	m3			
A=1 無筋構造物 D=1 昼間単価 F=1 -1- -1			B=2 人力施工 E=1 無し		

# 施工内訳表

無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設  
18- 8-40(高炉), 小型車割増有り

SQ102  
打設量 10~100m3/日, 一般養生

施工内訳0-0002号表

1 m3 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式] 圧送能力 90 ~ 110 m3 / h	0.020	供用日			M4375P 1
普通作業員	0.113	人			R0200 1
特殊作業員	0.027	人			R0100 1
土木一般世話役	0.026	人			R2500 1
運転手 (特殊)	0.017	人			R1400 1
生コンクリート 18 - 8 - 40 (普通)	1.071	m3			T0922 1
高炉Bセメント補正	1.071	m3			T0900 1
生コン運搬小型車割増	1.071	m3			T0904 1
軽油	1.555	L			T0002 1
** 代表機材規格 **	-100	%			#01 この行までは参考表示であり積算には不使用
施工パッケージ積算単価	1.00	m3			E0001
*** 単位当り計 ***	1	m3			





# 施工内訳表

施工内訳0-0004号表

S2562

1 日 当り

ポンプ運転  
口径×台(200 × 1)

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
特殊作業員	0.14	人			R0100 1
工事用水中ポンプ運転 口径×台(200 × 1)	1.00	日			SA562 1 施工内訳0-0005号表
発動発電機運転費(賃料) ディーゼルエンジン駆動 4.5kVA	1.00	日			SA061 1 施工内訳0-0006号表
諸雑費	5.00	%			#01
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 作業時排水 C=1 全揚程10m			B=1 排水量0以上120未満 D=1 -5- -2		





ポンプ設置撤去費

S2563

# 施工内訳表

施工内訳0-0007号表

頁0-0014

1 箇所 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
土木一般世話役	0.50	人			R2500
特殊作業員	0.10	人			R0100
普通作業員	2.00	人			R0200
バックホウ運転費(賃料) クローラ型山積0.8m3(クレーン付)	0.50	日			SA740 施工内訳0-0008号表
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	箇所			
A=1 -5- -2					

# 施工内訳表

施工内訳0-0008号表

バックホウ運転費(賃料)  
クローラ型山積0.8m3(クレーン付)

SA740

1 日 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
バックホウ賃料(クレーン付) 山積0.8m3,吊能力2.9t	1.47	供用日			T0439
軽油	45.00	L			T0002
運転手(特殊)	1.00	人			R1400
諸雑費	1	式			#10
*** 単位当り計 ***	1	日			
A=2 クローラ型山積0.8m3(クレーン付) C=45 燃料消費量(L)			B=1 特殊運転手(人) D=1.47 機械賃料(供用日数)		

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量/単位	単価額	条件名	値称
X1000	**本工事費**				
Y24000000	流路 レベル1	式			
Y240G0000	水路 レベル2	式			
Y240G0100	構造物とりこわし レベル3	式			
Y240G0101	構造物とりこわし	式			
S7031	構造物とりこわし工 無筋構造物 人力施工	3 m3		A=1,B=2,D=1,E=1,F=1 A=無筋構造物,B=人力施工,D=昼間単価,E=無し,F=-1 -1	
Y240G0600	コンクリート レベル3	式			
Y240G0601	コンクリート	式			
SQ102	無筋・鉄筋構造物コンクリートポンプ車打設 18- 8-40(高炉), 小型車割増有り	12 m3		A=1,B=2,C=1,D=3,E=2,G=2,H=2,I=2,L=1,M=1 A=無筋・鉄筋構造物,B=設計日打設量10m3/日以上100m3/日未満,C=コンクリートポンプ車打設,D=18- 8-40,E=高炉,G=小型車割増有り,H=一般養生,I=圧送管追加距離 60m以下,L=全ての費用,M=-4-4	
Y240V0000	仮設工 レベル2	式			
Y240V0Q00	水替工 レベル3	式			
Y240V0Q01	(ポンプ排水)	式			
S2561	締切排水工 作業時排水 水替日数2日	1 式		A=2,C=1,D=1,F=2,G=2,H=1 A=作業時排水,C=排水量0以上120未満,D=全揚程10m,F=水替日数,G=設置・撤去箇所数,H=-5 -2	
G0000	**直接工事費**				
Z0050	共通仮設費(率分)	式			

# 入力データ一覧表

コード	名称・規格など	数量/単位	単価額	案件名	値称
G1000	**共通仮設費計**				
G2000	**純工事費**				
Z0020	現場管理費	式			
G2900	**現場管理費計**				
G4000	**工事原価**				
Z0030	一般管理費	式			
Z0031	契約保証費	式			
G4100	**一般管理費等計**				
G4800	**工事価格**				
Z0038	消費税相当額	式			
G5000	**請負工事費**				
G6000	工事価格計				
Z0039	消費税相当額計	式			
G4900	請負工事費計				

# 機 労 材 集 計 表

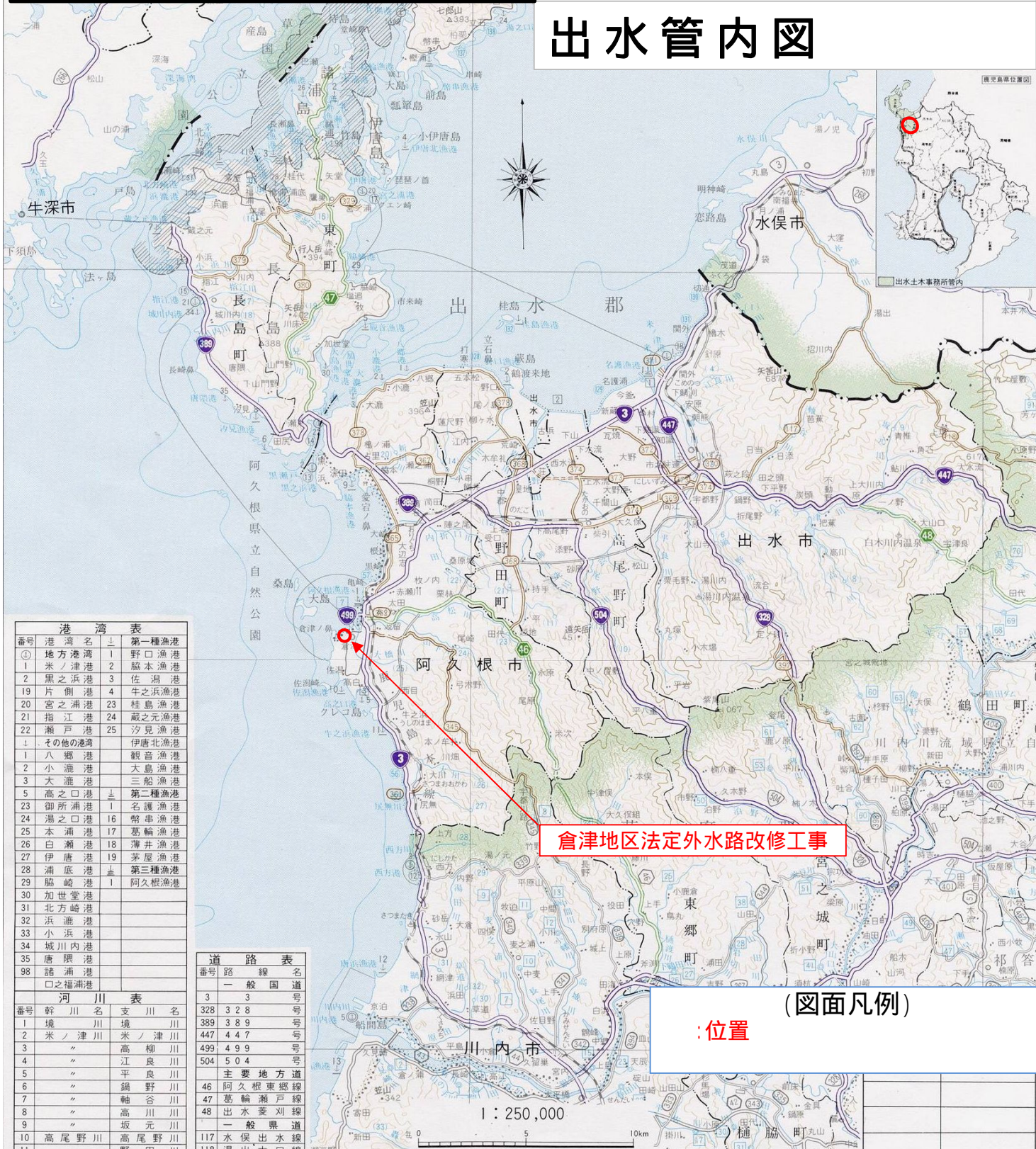
項番	単価 コード	集計 区分	単 価 値	数量累計	単 位	単 価 名 称	集 計 区 分 名 称
1	M4375P	194		0.2400	供用日	コンクリートポンプ車 [トラック架装・ブーム式]	コンクリート機械
2	R0100	202		0.8040	人	特殊作業員	労務単価
3	R0200	202		5.3560	人	普通作業員	労務単価
4	R1400	202		1.2040	人	運転手 (特殊)	労務単価
5	R2500	202		1.3120	人	土木一般世話役	労務単価
6	T0002	221		155.6600	L	軽油	3-1 燃料類
7	T0368	382		2.4000	日	発動発電機賃料	建設機械賃料
8	T0439	382		1.4700	日	バックホウ賃料 (クレーン付)	建設機械賃料
9	T0467	382		2.4000	日	工事用水中ポンプ賃料	建設機械賃料
10	T0900	214		12.8520	m <sup>3</sup>	高炉Bセメント補正	1-2 生コン補正
11	T0904	214		12.8520	m <sup>3</sup>	生コン運搬小型車割増	1-2 生コン補正
12	T0922	215		12.8520	m <sup>3</sup>	生コンクリート	1-3 生コンクリート
13	TC201	405		3.0000	m <sup>3</sup>	構造物とりこわし工 無筋構造物 [手間]	土木工事標準単価 (6) 構造物とりこわし工

# 数量計算表

工種	項目		計算式 (上段:当初,下段:変更)	数量	設計数量	単位	備考
	種別	細別		上段:当初 下段:変更	(上段:当初) (下段:変更)		
倉津地区排水路補修工事	排水路補修工事		58.0	58.0	58.0	m	
		計			58.0	m	
水路工	構造物取壊し工	構造物とりこわし工 無筋構造物 人力施工	2.9	2.9	3	m3	
	コンクリート工	無筋構造物 コクリートポンプ車打設、18-8-40(高炉)、小型車副増有り、 打設量10~100m3/日、一般養生、圧送管追加距離60m以下	11.6	11.6	12	m3	
仮設工	水替工	締切排水工 作業時排水、水替日数2日、 排水量0以上120未満、2箇所	1.0	1.0	1	式	

倉津地区法定外水路改修工事

# 北薩地域振興局 出水管内図



港湾表			
番号	港湾名	上	第一種漁港
①	地方港湾	1	野口漁港
1	米ノ津港	2	脇本漁港
2	黒之浜港	3	佐湊港
19	片側港	4	牛之浜漁港
20	宮之浦港	23	桂島漁港
21	指江港	24	蔵之元漁港
22	瀬戸港	25	汐見漁港
1	その他の港湾		伊唐北漁港
1	八郷港		観音漁港
2	小瀬港		大島漁港
3	大瀬港		三船漁港
5	高之口港	上	第二種漁港
23	御所浦港	1	名護漁港
24	湯之口港	16	幣串漁港
25	本浦港	17	葛輪漁港
26	白瀬港	18	薄井漁港
27	伊唐港	19	茅屋漁港
28	浦底港	上	第三種漁港
29	脇崎港	1	阿久根漁港
30	加世堂港		
31	北方崎港		
32	浜瀬港		
33	小浜港		
34	城川内港		
35	唐隈港		
98	浦浦港		
	口之福浦港		

道路表		
番号	路線名	一般国道
3	3	号
328	328	号
389	389	号
447	447	号
499	499	号
504	504	号
主要地方道		
46	阿久根東郷線	
47	葛輪瀬戸線	
48	出水菱刈線	
一般県道		
117	水俣出水線	
118	湯出大口径線	
345	下東郷阿久根線	
361	薩摩大川停車場線	
362	阿久根停車場線	
365	脇本赤瀬川線	
367	脇本庄線	
368	荒崎田代線	
369	西出水停車場線	
370	出水停車場線	
371	米ノ津港線	
372	沖田新蔵線	
373	庄上鱈瀬線	
374	出水高尾野線	
378	荒崎黒之浜港線	
379	長島宮之浦港線	
380	平尾川床線	
397	鶴田定ノ段線	

河川表		
幹川名	支川名	支川名
1	境川	境川
2	米ノ津川	米ノ津川
3	高柳川	江良川
4	高柳川	江良川
5	高柳川	江良川
6	高柳川	江良川
7	高柳川	江良川
8	高柳川	江良川
9	高柳川	江良川
10	高尾野川	高尾野川
11	高尾野川	高尾野川
12	高尾野川	高尾野川
13	高尾野川	高尾野川
14	江内川	江内川
15	浦底川	浦底川
16	小浜川	小浜川
17	指江川	指江川
18	城川内川	城川内川
19	汐見川	汐見川
20	新田川	新田川
21	折口川	折口川
22	内田川	内田川
23	高松川	高松川
24	高松川	高松川
25	大橋川	大橋川
26	大橋川	大橋川
27	尻無川	尻無川

倉津地区法定外水路改修工事

(図面凡例)

:位置

一 主一般国道	二 主要地方道	三 市町村界	四 河川	五 ダム・発電所	六 港	七 海岸	八 国界	九 市界	十 町界	十一 村界	十二 公	十三 三角点・標高	十四 等

# 特記仕様書

## 第1章 総則

(総則)

第1条 この特記仕様書は、次の工事に適用する。

工事名：倉津地区法定外水路改修工事

工事場所：阿久根市 波留 地内

第2条 この工事は、契約図書及び図面によるほか、この特記仕様書ならびに下記仕様書等その他諸法を遵守し施工しなければならない。

なお、本特記仕様書及び共通仕様書、要綱、指針、示方書（最新版）に記載されていない事項で疑義が生じた場合は、別紙「工事打合簿」により監督職員（以下「甲」という。）と協議し、かつその指示に従うこと。

- (1) 土木工事共通仕様書（鹿児島県土木部制定）
- (2) 土木工事施工管理基準（鹿児島県土木部制定）
- (3) 土木請負工事必携（鹿児島県土木部制定）
- (4) 道路事業の手引き（鹿児島県土木部制定）
- (5) コンクリート標準示方書（土木学会制定）
- (6) 建設副産物適正処理推進要綱＜改定＞（国土交通省）
- (7) 土木工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課）
- (8) その他関係要綱、指針、示方書等

第3条 この工事の契約数量は、別添「本工事内訳書」のとおりとする。

なお、この数量に変更を生じた場合は、甲乙協議のうえ契約変更の対象とする。

ただし、出来形等に係る設計値は図面及び構造物調書のとおりとする。

(電子納品)

第4条 本工事は、電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「阿久根市電子納品ガイドライン（案）（令和4年1月）：（以下「ガイドライン」という。）」に定める基準に基づいて作成した電子データを指す。

【阿久根市ウェブサイト】

ホーム > 市政情報 > 施策・計画 > 土木・建築・交通 > 電子納品

- 2 ガイドラインに基づき作成した電子成果品は、電子媒体で正本・副本各1部の計2部提出する。電子納品レベル及び成果品の電子化の範囲については、事前協議を行い決定する。

(技術者)

第5条 請負者は、測量・調査・施工管理・検査のために専属して経験のある技術者を常置し、監督職員の指示に応じなければならない。

(監理技術者等の専任を要しない期間)

第6条 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確と

なっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定めること。

- 2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

（配置技術者等の途中交代）

第7条 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、退職等、真にやむを得ない場合の他、下記に該当する場合である。

- (1) 請負者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合

（現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合）

第8条 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間

## 2 発注者への報告

前1項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。

第9条 現場代理人の兼任

### 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の から のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。

また、主たる工種が区画線工事の場合、次の 、 及び の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

なお、専任の主任（監理）技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、  
、  
の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。

兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任（監理）技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。

発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。

兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。

発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。

兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

建築一式工事は、9,000万円

## 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、「兼任（変更）申請書」（別紙1）を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等選任（変更）通知書」により、発注者に通知すること。

なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

## 3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

（施工体制台帳の作成等について）

第10条 本工事の請負者は、建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

（施工体系図の作成等について）

第11条 本工事の請負者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下のアからエの業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事または業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

ア 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務

イ 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務

ウ 工事現場の警備（交通誘導を含む）を行う業務

エ その他監督職員が記載を指示した業務等

## 第2章 工事の施工

(国土調査の基準点等測量標識等の保全)

第12条 施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第13条 コンクリート工

コンクリートは下記のとおりとする。

種別	基準強度	スランプ	最大粒径	使用箇所
高炉セメント B種	18N/mm <sup>2</sup>	8±2.5cm	40mm	底版コンクリート

(管内(県内)建設業者の優先使用)

第14条 請負業者は、工事の一部を下請けに付する場合は、阿久根市内に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

(県産資材の優先使用について)

第15条 工事に使用する資材については、県内で産出、生産または製造されたもの(以下「県産資材」という。)の優先使用に努めることとし、さらに、県産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。

第16条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第17条 工事等の施工にあたって要する物品等の調達について

- 1 資材、機械の購入や借入れ等をする場合は、可能な限り阿久根市内業者を優先して活用すること。
- 2 建設現場内における飲食のほか、現場事務所内で必要とされる事務用品等の購入は可能な限り阿久根市内業者から購入すること。

第18条 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設発生汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(過積載等の防止)

第19条 ダンプトラック等による過積載等の防止について以下のことを遵守すること。

- (1) 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- (3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- (4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- (5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- (6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を生じさせたものを排除すること。
- (7) 第1号から第6号のことにつき、下請契約における請負者を指導すること。

### 第3章 その他

(暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置)

第20条 阿久根市が発注する建設工事等(以下「市工事等」という。)において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく市(発注者)及び警察に通報すること。市工事等において、暴力団関係者による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市(発注者)と協議を行うこと。

(ヤンバルトサカヤスデのまん延防止)

第21条 ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当たっては、別添「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正について)

第22条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。

- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は阿久根市ホームページから取得できる。

(週休2日)

第23条 本工事は、「週休2日」試行工事(受注者希望型)の対象である。

- 2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事实施要領』に基づき行うものとする。
- 3 実施要領は、阿久根市ホームページから取得できる。

(契約工期等の取り扱いについて)

第24条 本工事は、工期の前に余裕期間を設定する「余裕期間設定工事」の対象である。

- 2 受注者は、契約締結日から60日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることがで

きる。

3 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、落札決定通知を受けた後、速やかに発注者に通知しなければならない。

4 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

5 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、次のとおりとする。

主任（監理）技術者及び現場代理人の配置は要しない。

現場事務所若しくは資材等の搬入又は仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。

受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。

期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

（環境改善実施要領について）

第25条 本工事の実施にあたっては、「環境改善実施要領（工事現場編）」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。

【別添】

ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について

1 土・樹木等の措置

(1) 発生地区からの搬出を極力抑えることを原則とする。

(2) 廃棄樹木等については、一般廃棄物、産業廃棄物が取扱いが可能な焼却施設で焼却処理する。

一般廃棄物：市町村の所管する焼却施設、業の許可を有している民間の焼却施設

産業廃棄物：業の許可を有している民間の焼却施設（産業廃棄物税が発生します。）

2 工事区域周辺部の措置

周辺部への拡散を防止するため、周辺部に薬剤散布等の措置を行う。

3 やむを得ず、土・樹木等を発生地区から搬出する場合の措置

(1) 薬剤処理・薫蒸処理後、搬出する。

(2) 薬剤処理の困難な農作物等の搬出の場合は、付着土壌の除去、目視除去後、搬出する。

4 発生地区に搬入した建設機材や農・林業工作機械の措置

付着土壌の除去並びに薬剤処理後、搬出する。

5 未発生地区での措置

発生地区からの土・樹木等の搬入や農・林業工作機械の移動等があった場合は、上記1～3の措置が講じられているかを確認する。

奄美群島以外でヤンバルトサカヤスデの発生が確認されている地区

H 1 1：南九州市（旧穎娃町、旧知覧町）、

H 1 4：指宿市（旧山川町）、屋久島町（旧屋久町）

H 1 5：鹿児島市（旧吉田町）、日置市（旧吹上町）、枕崎市

H 1 6：鹿児島市

H 1 7：指宿市

H 2 2：出水市、南さつま市

H 2 5：霧島市、阿久根市

H 2 6：鹿屋市、始良市

H 2 9：長島町

R 0 3：西之表市、中種子町、錦江町

R 0 4：肝付町、薩摩川内市、いちき串木野市、南大隅町

R 0 6：大崎町

R 0 7：志布志市







契約担当者

殿

請負者  
商号又は名称  
代表者の氏名

### 現場代理人の兼任（変更）申請書

下記工事について、現場代理人を兼任したいので（変更）申請します。  
なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に留意します。

記

①兼任する工事 (県土木部工事)	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	現場代理人不在の間の緊急連絡先	氏名	
	連絡先		
②兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
③兼任する他の工事	主任技術者		
	現場代理人		
	工事名		
	工事場所		
	工期		
	請負金額(税込み)		
	発注機関名		
	監督員氏名		
発注機関の連絡先			
工事現場の相互の 距離・移動時間	①-②	km	分
	①-③	km	分
	②-③	km	分

○添付書類：兼任する他の工事の当初契約書（写し）（※契約前の工事については後日提出）

○兼任する他の工事について、兼任の承認を受けていることがわかる書類の写しを後日提出すること

別記様式

# 工事開始日通知書

( 余裕期間適用工事 )

令和 年 月 日

契約担当者 阿久根市長 様

請負者 住 所  
商号または名称  
代表者職・氏名

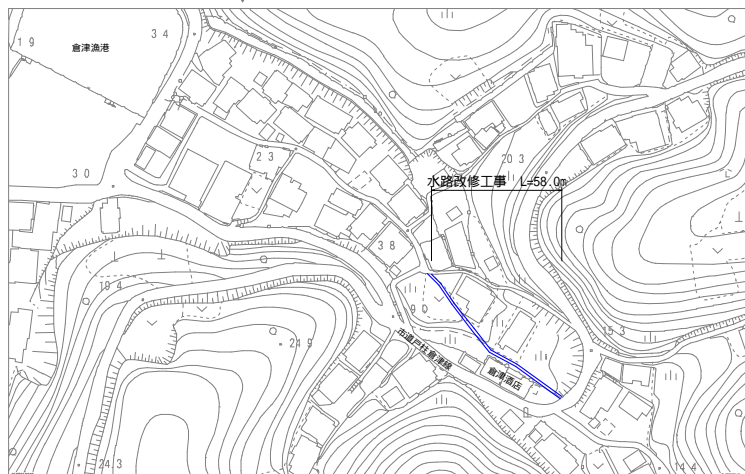
印

次の工事について、工事開始日を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 開 始 日	

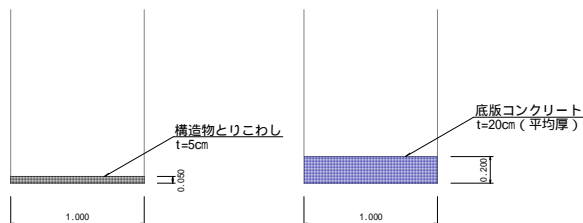
- 1 本通知書は、契約書案の提出期限内（落札決定通知を受けた後、速やかに提出すること。
- 2 契約書案の工期の始期日は、本通知書の工事開始日を記載すること。
- 3 契約書案の工期の始期日及び終期日は、阿久根市の休日を定める条例第1条第1項の市の休日以外の日とすること。

平面図 S=1:1,000



# 倉津地区法定外水路改修工事

標準断面図 S=1:20



数量表

種別	規格	数式	単位	数量
構造物とりこわし	無筋構造物	$58.0 \times 0.05 = 2.9$	m <sup>3</sup>	2.9
底板コンクリート	18-B-40 平均厚20cm	$58.0 \times 0.20 = 11.6$	m <sup>3</sup>	11.6
綫切排水工	排水量0-120l/s未満 2箇所		式	1.0

構造物とりこわしは、底板に浮きが発生している箇所を想定している。  
砕いた塊については、その塊に数均し、底板コンクリートの基礎材とする。

## 実施設計図

阿久根市	
工事名	倉津地区法定外水路改修工事
水路名	倉津地区法定外水路
工事箇所	阿久根市 波留 地内
図面種類	平面図・標準断面図
縮尺	各図参照
図面番号	全 1 葉 第 1 号

